

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
(1)	農業生産法人(農地所有適格法人)の構成員要件の緩和等、農地規制の更なる見直し	農業分野への新規参入の促進、および参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農業生産法人の構成員要件等の農地規制の更なる緩和を迅速に進めることが必要。具体的には、企業による農業生産法人の過半の議決権取得を認めるとともに、企業による農地所有を可能とすべき。	2009年12月に施行された改正農地法により、リース方式による企業の農業参入は原則自由化されたものの、貸主に解除権があるなど、借主にとっては不利な内容となっている。農家の後継者不足の解消、および農業経営の大規模化による生産性向上を実現するためには、企業に農業参入を促進することが不可欠であり、農業生産法人の要件緩和等のさらなる見直しを行うことが必要。	農地法第2条第3項、4項、農地法施行令第1条、第7条
(2)	砂糖・でん粉の価格調整制度の廃止	国内生産者保護のために設けられている砂糖・でん粉の価格調整制度を廃止すべきである。	砂糖・でん粉については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している。しかし、マークアップや調整金は、企業のコスト競争力の低下および消費者の負担増につながっている。	砂糖およびでん粉の価格調整に関する法律
(3)	揚げ処理中の油脂劣化に関する規制の見直し	「弁当及びそうざいの衛生規範」における「揚げ処理中の油脂劣化」を示す指標として、「極性化合物」の値も取り入れるべき。	昭和54年に厚生省から出された「弁当及びそうざいの衛生規範」において、揚げ処理中の油脂劣化を示す指標として「酸価が2.5を超えたもの」と明記されているが、酸価の計測は比較的手間がかかる。一方、「極性化合物」は、油脂劣化の状況を総合的に把握することができるため、世界的にも一般的な指標として使われるとともに、その値を簡易に測れる機器も普及している。酸価とともに1指標と位置づけられれば、現場での計測負担軽減につながり、より適切な揚げ油の衛生管理が期待できる。	昭和54年6月29日環食161号 各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長宛 厚生省環境衛生局食品衛生課長通知 第5食品等の取扱い
(4)	畜肉加工品(輸入品)の動物検疫に関するルール変更	「鶏の唐揚げ」などの加熱加工品に対する動物検疫について、港湾地区の倉庫のみならず、内陸倉庫でも受けれるようにすべき。	「鶏の唐揚げ」などの加熱加工品を海外から輸入する場合、動物検疫を受けなければいけないが、検疫場所が港湾地区に限定されているのが実情である。このため、動物検疫のために港湾地区の倉庫へ運搬・入庫し、検疫後に内陸倉庫へ再び輸送しなければならないなど、輸送・入出庫コストが余分にかかるだけでなく、貨物の積み下ろし作業に必要な人員も確保しなければならないなど、負担が大きい。加熱加工品は加熱処理をしており、かつ内陸倉庫へは冷凍輸送を行うことから、港湾地区外の倉庫で検疫を行ったとしても問題が生じるとは考え難い。	家畜伝染病予防法